一般社団法人 山形県介護支援専門員協会会誌

ケアマネ通信 やまがた No.29

* 頭 言 効果的・効率的な リハビリテーション支援を 地域に活かす



一般社団法人山形県理学療法士会 会長 **高橋 俊章**

山形県介護支援専門員協会の皆さまには、日頃より、山形県理学療法士会活動にご理解とご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

はじめに、理学療法について知って

いただきたいと思います。当会は940名の会員で構成され、会員は病院、診療所、介護保険関連施設、福祉施設、肢体不自由児施設及び教育機関等に勤務しています。理学療法を疾患・障害、領域等から見た主な関わりでは、脳血管疾患と運動器疾患が全体としては大きな対象となっています。更に呼吸器疾患、心疾患、更に廃用症候群の5つが現在の診療報酬の体系の中で、核として位置付けられています。また、地域住民・虚弱高齢者等に対する地域での取組も非常にニーズが高くなっています。そのほか、スポーツのパフォーマンスの向上やコンディショニング、ウイメンズへルス、産業保健領域においては勤労者の腰痛、運動指導等による復職支援などにも取り組んでいます。理学療法の直接的な目的は対象者の運動機能の回復にありますが、日常生活活動の改善を図り、最終的には生活の質の向上をめざします。

病気、けが、高齢など何らかの原因で寝返る、起き上がる、座る、立ち上がる、歩くなどの動作が不自由になると、ひとりでトイレに行けなくなる、着替えができなくなる、食事が摂れなくなる、外出ができなくなるなどの不便が生じます。誰しもこれらの動作をひとの手を借りず行いたいと思うことは自然なことであり、日常生活活動の改善は生活の質の向上の大切な要素になります。

理学療法では病気、障害があっても住み慣れた街で、自

分らしく暮らしたいという思いを大切にして、対象者一人ひとりの状態を把握し、対象者の持つ最大限の能力を引き出し、失われている基本的動作能力の回復を図り、生活を支援する役割を担います。

ところで、介護保険制度の発足当時に、リハビリテーショ ン前置主義が唱えられました。しかし当時、地域で働くリハ ビリテーション専門職はごく一握りに過ぎず、リハ前置主義 はいつの間にか形骸化したように感じていました。ところが、 地域包括ケアシステムの議論とともに、高齢者の心身機能が 低下したときに、まずリハビリテーションの適切な提供に よってその機能や日常生活における様々な活動の自立度を 高めるというリハビリ前置の考え方に立って、リハビリテー ション専門職の役割への期待を受けるに至りました。しかし ここに至っても、地域に十分なリハビリテーション資源があ るとは言えない状況です。当会においても地域で活動してい る会員は1割程度です。このことは専門職能団体として猛省 しなければならないと捉えています。このような状況で、介 護支援専門員の皆さまと連携のうえ、リハビリテーション支 援が必要な対象者の方々に適切な支援を届けるために、効 果的・効率的なリハビリテーション支援の在り方を考えてい くことを願っています。

現在、リハビリテーションマネジメントは、調査(Survey)、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(SPDCA)の構築を通じて、心身機能、活動および参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーション提供の必要性が唱えられています。対象者がどのような状態のときに、どのくらいのリハビリテーションが適切なのかなど、時期、量、内容について的確な評価に基づき、プランを作成することが効果的・効率的リハビリテーションに繋がります。目的を明確化し、自立支援に資する身体機能の向上に伴う生活機能全般の向上を目指す必要があります。是非、リハビリテーション専門職に問いかけてください。皆さまとの連携によって、対象者が尊厳をもち自分らしい暮らしを続けられるように願っています。

最後になりますが、山形県介護支援専門員協会の益々の 発展と、会員の皆さまの益々のご活躍をお祈り申し上げます。

一般社団法人山形県理学療法士会
会長 高橋 俊章
平成30年度第3回研修会報告
平成30年度第4回研修会報告

理事会報告・地区支部報告	4٠	5
委員会報告		6
相談窓口(ケアマネ110番)より		7
各専門職から(Professional Comment) ·······	7•	8
編集後記		8

第3回 研修会報告

日 時:平成30年9月16日(日)

会 場:最上広域交流センター「ゆめりあ」

テーマ:『入退院支援の機能強化が求められる背景と動向について』

講師:埼玉県立大学大学院教授川越雅弘氏

第3回研修会は、各地区地区支部を移動しての、最上地区支部での開催となりました。 参加者数は52名(会員37名・非会員15名)でした。







講師の川越先生は、以前も山形 県介護支援専門員協会の研修会で 講師を務めていただいた方です。 その時は地域ケア会議の模擬会議 をスーパーバイズして頂き、今回 もグループワークのご指導をして 頂きました。ありがとうございま した。

第4回 研修会報告

日 時:平成30年12月1日 会 場:JA共同の杜(山形市)

テーマ:『記載要項に基づく適切なケアプラン作成』

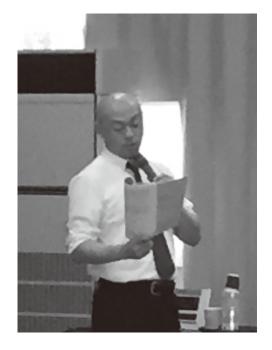
講師:成澤正則氏 よつばの里管理者 山形県介護支援専門員実務研修講師

今回は、「記載要項に基づく適切なケアプラン作成」について、成澤正則氏より講義していただきました。成澤先生は、長年、山形県介護支援専門員実務研修のメイン講師を務めており、また、現場でのケアマネジメント経験も豊富です。

日頃の業務の疑問を、具体的にご説明頂き、そして、解決できる内容だったと思います。

今年度より指定居宅介護支援事業所の実地指導は市町村が行うことになりました。皆さんが抱いている、常日頃の業務内容で疑問点について、講義終了後も、盛んな質疑応答がかわされました。

参加者数は149名(会員88名・非会員61名)と大変多くの人たちのご参集を頂き、ありがとうございました。





今回の研修で平成30年度の研修は終わります。

来年度の研修に対するご要望がございましたら、是非、お伝えください。

理事会報告

第39回 理事会

日 時 平成30年10月27日(土) 16:00~

ところ 協同の杜JA研修所

出席者 佐藤裕 高木知 明日 髙橋則 伊藤喜 鈴木真 髙山 星川 佐藤 佐藤貴 丹野 髙橋秀 佐藤知 村山正市 門脇俊宏 峯田 菊地

内容

1.各委員会活動について

研修)

第4回研修会について

サポート)

ケアマネ110番継続の有無について

財務)

2018年度予算執行状況について

総務)

2月改選にむけて2019年度体制について 研修受託事業)

2018年度受託した法定研修終了。

2. 各支部活動について

山形)

9/26 第3回スキルアップセミナー 18名参加 12/17 平成30年度第3回研修会

最上)

8/30 支部役員会

9/11 事例検討型研修会 会員16名 非会員16名 参加

庄内)

11/2 第44回会研修会

H31.1/18 第45回研修会(今後の予定)

村山)

10/20 会員相互交流会「ケアマネンボの会」 14名参加。

H31年1月頃:第2回研修会

H31年2月頃:第3回研修会

今後の予定:10/19 平成30年度村山地域保健医療

協議会第1回在宅医療専門部会参加

置賜)

8/28 役員会 10名出席 11/10 平成30年度第2回研修会予定

3. 新規入会者について

資料の通り承認された。

4.その他

- ・2018年度県より受託事業の予算執行状況
- ・2019年度の運営について 組織改革、委員会、事務局体制について組織の簡素 化や新しい委員会体制について検討された。
- ・会員向けのケアマネ110番継続有無について 受託事業終了に合わせ継続の有無を検討。
- ・県より新規事業の受け入れ態勢について 委託検討のため予算要求をしている。
- ・2019年度の予算編成に向けて 共益会計のみとなり新たな体制が必要。

第40回 理事会

日 時 平成30年12月15日(土)16時から

ところ 山形国際ホテル

 出席者
 佐藤裕
 高木
 明日
 伊藤喜
 鈴木真

 佐藤貴
 五十嵐
 大木
 星
 丹野
 佐藤温

 荒木
 佐藤知
 菅原
 藤橋
 村山

内容

1. 各委員会活動について

研修)

12月1日にて予定していた研修終了。 サポート委員会へ問い合わせのあった内容あり。 サポート)

42件(11月末)電話相談多い。

12月研修会からの問い合わせについて。目標のプランの件、ケアプランへの署名又は捺印、入院日のカウントについて、など3点ほど。

市町村にて差が生じている状況もあり。厚労省へ日本協会を通じて確認している。

相談事業終了時の会員専用掲示板の扱い検討 要。

会員サポートの継続は必要か。

広報)

29号編集内容説明。

調查・研究)

特になし

財務)

資料提出あり。会費未納者の確認。2年未納にて退会。共益事業、研修受託事業、相談事業などの財務状況の説明あり。

総務)

次年度以降の組織体制検討。

研修受託事業)

研修事業予定は終了。定員をオーバーして受けている。研修受託終了のための整理作業。

講師・ファシリテーター不足の状況あり。養成していく 必要があり。

県社協より実務研修へのファシリテーター要請あり。 新しい組織体制の中でも検討していく。

2. 各支部活動について

山形)

12月17日(月) 多職種交流会予定。

庄内)

1月18日(金) 小原氏研修。

置賜)

11月10日(土)研修会開催。 ブロック別懇親会を開催した。

3. 平成31年度からの山形県介護支援専門員協会について(3役協議からの検討)

- ・各職能団体との連携を促進。
- ・理事数、委員会など含めた組織案検討。

4. その他

- ・薬剤師会「在宅リンク事業」について
- ・「寺田ユースケトークライブ&ワークショップ」

地区支部報告

置賜地区支部報告

置賜地区支部平成30年度 第2回研修会



平30年11月10日(土)14時より、長井市TASパークホテルに於いて、平成30年度第2回研修会を行いました。

今回は、『今だから知っておきたい!歯科介入による介護予防、健康長寿への効果』と題し、山形県歯科医師会常務理事[大沼歯科医院院長]大沼智之氏より、介護予防に対する口腔関係の大切さを講演していただきました。

口腔内の状態を良く保つことが介護予防、健康 長寿に効果あることを再認識したなど大変勉強 になりました。

参加者は62名(会員42名、非会員20名)でした。

各委員会より

●研修受託事業委員会

お陰さまで、山形県から受託しました実務従事・経験者対象の法定研修を終了することができました。 会員各位のご協力に感謝いたします。実績は下記の通りです。

更新研修修了の方は忘れずに更新手続きをお願いします。更新手続きについては山形県長寿社会政策課へお願いします。有効期限を過ぎた場合は実務に従事できないだけでなく、介護支援専門員として実務従事した場合は、法令違反となりますのでご注意ください。 (委員長 村山正市)

(重要な告知)主任介護支援専門員の皆様へ

主任介護支援専門員更新研修の経過受講措置が平成31年度で終了します。(平成23年度まで主任介護支援専門員研修修了者の経過措置は終了しました。)平成24年度~26年度の主任介護支援専門員研修修了者で現在、主任介護支援専門員として従事している方は、平成32年3月31日で経過措置が終了しますので、平成31年度に実施される主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。修了できない場合は、主任介護支援専門員ではありませんのでご確認ください。

主任介護支援専門員更新研修には受講要件があります。平成30年度主任介護支援専門員更新研修実施要綱で確認の上、受講要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

(研修受託事業委員長 村山正市)

●サポート委員会

長きに渡り皆様からご支援いただいてきました『県相談業務委託事業』が平成31年3月31日をもって終了することになりました。さまざまな相談や質問を受ける事で、サポート委員も「介護報酬の解釈」を参照したり、ネットで過去の「介護保険最新情報」や「Q&A」を検索するなど、委員自身も大変勉強になりありがとうございました。

当協会ホームページの『会員専用掲示板』につきましては、当面継続する予定でおりますので、お悩み やご質問がありましたら何なりとご相談ください。 (サポート委員長 荒木昭雄)

●広報委員会

毎回、「ケアマネ通信やまがた」を作成しています。ですが、現在の会員の必要としている情報を、よりリアルタイムに発信していく必要性があると感じています。ホームページもその一つであり、ホームページ担当者とも連携しております。「広報」=「広く報せしめる」という意味を考えると、会員への発信だけではなく、会員外や他団体や地域への発信も必要なことと思われます。

このようなことを求めたい、提案したいというご意見はとてもありがたいです。 (委員長 佐藤知生)



ケアマネ 110番

相談窓口(ケアマネ110番)より



このコーナーでは山形県介護支援専門員協会相談窓口に寄せられたご相談と回答をお伝えします。

住宅改修工事での相見積もりについて

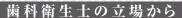
住宅改修工事の際に複数の住宅改修業者から見積もりをとるよう説明になりました。受領委任の場合で地域の業者となった場合、2業者しかない時は、2つの業者から見積もりを取るよう説明しなければならないでしょうか。福祉用具貸与を受けている事業所へお願いしたいとの希望があるのですが、どのような対応をしたら良いでしょうか。経過記録などへ説明したことだけで十分でしょうか。

また、居宅サービス計画が作成されている場合は、記載内容が確認できれば省略できるとありますが、保険者は必ず計画書を提出してくださいといいます。対応を如何したら良いかアドバイスお願いします。

平成30年7月13日発出の「介護保険最新情報Vol.664」を参照してください。複数の住宅改修業者から見積もりを取ることは、現段階では保険者の努力義務となっておりますので、保険者によって違いがあるようです。利用者および家族に介護支援専門員が複数の業者に見積もりを取るように説明し、その詳細を支援経過等に記載しておきましょう。なお、受領委任業者の決定判断は保険者となりますので、福祉用具貸与の事業所を受領委任の対象にできるかについては保険者にご確認ください。

その上で、受領委任の業者を優先するか、または受領委任に該当しない事業所を優先するかは利用者および家族に選択していただきましょう。居宅サービス計画書提出の有無についても、保険者によって判断が異なりますので、必要とされる場合には提出しましょう。

各専門職より Professional Comment





口から食べる、おいしく食事をするということは私たちにとっては、当たり前のことであり、深く考えることもなく日々の食事を行なっていると思います。毎日の「食べる」「話す」「呼吸する」いう行為を改めて考えてみると、摂食から嚥下までの行為がどんなに難しく複雑であるかが見えてきます。

高齢になると全身の筋力低下、嚥下機能の低下が認められますが、最期まで口からおいしく食べることを叶える為には、介護支援専門員の皆さんは全身、口の中を「診るちから」が求められます。

口から食べることが、日々の生活の中に楽しみをもたらし、結果的には全身状態の向上、健康寿命の延長につながることは、既にご存知のことと思います。常食とミキサー食では栄養にも差があります。口の中の状態を良好に保ち、よく噛んで食べる事により、認知症進行予防に大きな効果があります。

口の中は身体の中でも「見られたくない」部分の上位を占めると思います。アセスメント時も口の中まで観察することは難しいことと思いますが、ぜひ口の中のアセスメントもお願いします。最近、元気がない、食事量が減ってきた、むせる、転倒しやすくなった等も原因は口の中にある場合もあります。身近に気軽に相談のできる歯科関係者がいることを思い出してください。どんな小さな変化でも見逃さず、相談していただくことが、全身の健康維持、介護予防への第一歩、口腔内の清潔保持、歯周病の予防で全身の病気の予防につながることとなります。

介護支援専門員の皆さんの気付き、相談が利用者の 生活を支える大切なポイントの1つになります。ぜひ、 小さな疑問を教えてください。そこから解決策を一緒 に探していくお手伝いをさせていただきたいと思い ます。 山形県歯科衛生士会

各専門職より Professional Comment

作業療法士から

~作業療法って何?~

作業療法の原語(英語)はご存知の方も多いと思われ ますが。

Occupational Therapy:略してOT です。

「Occupational」の名詞となる「Occupation」は、英和辞書で引く「職業」という意味が冒頭に出てきます。そして気晴らしや趣味などの意味の関連も出てきます。もともとの原語としての意味は「自分が何かに没頭すること、時間を費やすこと」という意味です。

それを日本語に訳す際に「作業」療法という言葉が用いられました。

日本語の「作業療法」でいう「作業」の意味はとても広いもので、ADL・家事・仕事・趣味活動etc・・・。人が関わる活動全般、「作業活動」のことを指しています。作業療法士はその「作業活動」をリハビリテーションの方法・道具として用います。実際のADL場面で関わったり、手工芸をリハビリメニューとして用いたり、音楽を取り入れたりしています。

時に応じて一見すると理学療法士さんと変わらないような内容のリハビリを行うこともありますが、作業療法士の根っこにある考え方としては、「作業活動」というものであり、その作業活動が他の人と共に行うことであれば「参加」という概念も生じてきます。ここで「活動と参加」というICFでおなじみの観点が出てきます。

ちなみに、こうした作業療法の方法の萌芽はとても古く、古代中国、エジプト、ギリシャなどで、気晴らしや余暇活動が病気を癒す方法として取り上げられています。ソクラテス・プラトンという哲学者や、医学の祖と言われるヒポクラテスの著作でも病気治療の方法として挙げられています。そして、それは、「からだ」という側面だけだはなく、「こころ」へも良い影響を与えるものとして、「身体と精神の相互作用」という言葉として表されています。これは、古代の医学の歴史とともに培われてきて現在にいたっています。

そして、精神科医療の中では、近代になってから人道 的な医療の在り方、西洋でも日本でも精神障害者の処遇 は「鎖」や「鉄格子」の象徴されるような、苦痛の時期があったのですが、精神障害者の権利を尊重する医療の在り方と同時に、障害者本人にあった作業活動を提供することが、精神疾患の治療に役立つものとして発展してきた経緯があります。

第1次世界大戦後には、いわゆる傷痍軍人、身体 障害を戦争で負ってしまった人達の職業復帰のた めのリハビリテーションのために、作業療法の技術 も発展してきました。

精神科医療での治療法の一つと障碍者の職業 復帰のためのリハビリテーションが現在の作業療 法(Occupational Thrapy)の二つの源流となって います。 (作業療法士 佐藤知生)

編集後記

今年、平成が終わり新元号に、消費税引き上げ、とありますが、我々が最も注目し気になるのは「ケアプランの自己負担導入」の行方でしょう。これだけはあってはならず、断固反対していかなければなりません。

では、こちらはいかがですか?「人口知能AIを活用したケアプラン作成支援の促進」。ともすればケアマネは仕事を奪われる?いえいえ、AIやITに出来ることは限られており、我々が不要になるとは考えられませんが、AIの導入には、業務の効率化と例えばこんな支援と狙いもあるそうです。AIは人間が作った効果が乏しいケアプランの問題点などを指摘する。それはケアマネの熟練度による能力差を補うことにもなる。

皆さんは、AIに何を手伝って欲しいですか? 実証実験も始まったようです。今後に注目してい きましょう。

一般社団法人 山形県介護支援専門員協会会誌 ケアマネ通信 やまがた No.29

発行日/平成31年3月

発行人/佐藤 裕邦

発行所/一般社団法人 山形県介護支援専門員協会 〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

山形県総合社会福祉センター内

TEL 023-633-1098 FAX 023-615-6521 E-mail: yacm@pony.ocn.ne.jp

印刷·製本/田宮印刷株式会社

〒990-2251 山形市立谷川三丁目 1410-1 TEL 023-686-6111 FAX 023-686-6114